

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）

2 意見の募集期間

令和5年9月27日（水曜日）から令和5年10月26日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

| | | |
|-------------|------|--------|
| ①提出者数・意見数 | 4人 | 15件 |
| ②提出方法 | 直接持参 | 3人 13件 |
| | 郵送 | 0人 0件 |
| | FAX | 0人 0件 |
| | Eメール | 1人 2件 |
| ③政策等に反映した意見 | | 0件 |

4 意見の概要と市の考え方

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 | 案の修正 |
|-----|---|---|------|
| 1 | 太陽光発電設備の設置や破損による環境への影響について、取り付けの際に危険性を地域住民等に周知させるべきである。 | 太陽光事業の許可申請前に実施を義務付けている住民説明会において、太陽光発電設備の設置や破損等による環境への危険性も含めて十分説明の上、地域住民等の皆様に御理解いただくよう指導してまいります。 | 修正無し |
| 2 | 太陽光発電設備の廃棄について、不法投棄等のないよう、適切な指導を行うようにしたほうが良い。 | 改正案では、太陽光発電事業を終了した後の撤去計画及び撤去費用の積立計画について事業計画に定め、市の許可を受けることとしており、また、廃棄に当たっては廃掃法等関係する法令等に従うことを義務付けておりますので、本規定に基づき適切に指導してまいります。 | 修正無し |
| 3 | 第2条第2号に記述のある立木の伐採については、行わせるべ | 太陽光発電設備の設置に伴う立木の伐採については、他法令に | 修正無し |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 | 案の修正 |
|-----|--|---|------|
| | きではない。 | よる許可等を受け適切に行われたものであることを確認し対応してまいります。 | |
| 4 | 第6条にある「使用収益する権原」の意味がわからない。農地所有者は土地の処分を考えており、太陽光事業を行う場合に、賃借によることがあるのか疑問である。 | 土地を「使用収益する権原」とは、土地を利活用して利益・利便を得るための、法律行為又は事実行為を正当とする法律上の原因のことです。これには、所有権や賃借権等があります。なお、太陽光発電設備の設置に当たって、賃貸借等により行われている事例は市内にも存在します。 | 修正無し |
| 5 | 第7条第1項の事業者の責務にある「地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保たなければならない」との規定は甘すぎる。 | 本規定は事業者に対する訓示規定であり、本規定の理念をもとに、別条で説明会等の開催や、地域住民等から頂いた意見について協議を行い、十分に理解をさせていただくよう規定しているため、これらの規定に基づき厳しく指導してまいります。 | 修正無し |
| 6 | 設置場所から100m程度の住民を説明会の範囲とし、住宅地近くにはメガソーラーを造らせないようにすべきである。 | 説明会の開催については、事業区域を含む自治会の区域に居住する方を対象としており、設置場所から100m以上の範囲となることが想定され、それに含まれない方についても、事業区域から50m以内土地に関係する方については説明会の対象としています。 また、本条例ではメガソーラーに限らず、発電出力が10kW以上の設備について対象としているため、地域住民等の皆様の理解を十分得た上で実施するよう指導を行ってまいります。 | 修正無し |
| 7 | 事前協議中に市長は地域住民の意見を聞き問題の解決に努めるべきである。また、事前協議終了後に住民説明会を開催するの | 事前協議については、地域住民等の皆様に事業者が説明する前に、あらかじめ許可基準に適合しているか形式的に確認するため | 修正無し |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 | 案の修正 |
|-----|---|---|------|
| | では事後承認のような形になっている。 | <p>に行うものです。</p> <p>その後、住民説明会等において地域住民等の皆様から出された意見等を踏まえ、正式な許可申請手続を行うため、申請時に意見が反映されているかなど、十分に協議を行い、理解を得るよう指導し、問題の解決に努めてまいります。</p> | |
| 8 | 変更許可の際にも住民説明会は必ず開催するようにすべき。 | <p>事業計画に定める内容のうち、発電設備の最大出力が増加しない設置場所の変更、設置する太陽光発電設備の構造等、地域住民等の皆様の住環境に影響のないものを想定しています。</p> <p>なお、住民説明会の要否については、事前協議において適切に判断し、指導してまいります。</p> | 修正無し |
| 9 | 関係書類の閲覧方法について明確にすべきである。 | 関係書類の閲覧方法等の詳細については規則において規定します。 | 修正無し |
| 10 | 設置事業者が事業を譲渡した場合は地域住民にも周知すべきである。 | 許可事業者に変更がある場合（事業者の相続、合併、分割による場合を除く）は、事業を譲受した者が改めて許可を受ける必要があり、その場合は住民説明会の開催が義務付けられていることから、周知が図られるものと考えております。 | 修正無し |
| 11 | 太陽光発電の事業規模により、地域住民等の受ける環境被害は変わってくる。大規模開発でも住民説明会は事業区域から50mの範囲ではおかしい。 | 説明会の開催については、事業区域を含む自治会の区域に居住する方を対象としており、事業区域からの距離はかなり広く設定しております。なお、事業区域から50mの範囲につきましては、それに含まれない方について追加的に説明会の対象としています。 | 修正無し |
| 12 | 住民と業者のトラブル回避の | 事業者に対して、住民とのトラ | 修正無し |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 | 案の修正 |
|-----|---|---|------|
| | ため、市の事業者に対する助言、指導、あっせんに関する規定を追加して欲しい。 | ブルを回避するため、地域住民等と協議し、十分な理解を得られるよう、事前協議等の場において適切に助言、指導を行ってまいります。 | |
| 13 | 変更許可の際に住民説明会が不要となるのはどのようなときか。 | <p>事業計画に定める内容のうち、発電設備の最大出力が増加しない設置場所の変更、設置する太陽光発電設備の構造等、地域住民等の皆様の住環境に影響のないものを対象として考えています。</p> <p>なお、変更許可の事前協議において内容を精査し、住民説明会が必要と判断した場合は、開催を指導いたします。</p> | 修正無し |
| 14 | 太陽光発電設備と住宅との距離をとるように規定して欲しい。また、北側の敷地境界には緑地帯を設置するようにしてほしい。 | <p>許可基準として、事業区域の面積に応じて、隣接する土地との間に緩衝帯を設けること及び隣接する土地等から太陽光発電設備が見えないよう、低木、目隠しフェンス等を設置することとしています。また、パネルからの反射についても低減措置を講ずることが規定されていることから、御意見の主旨に対応できると考えております。</p> | 修正無し |
| 15 | 借地により事業を行う場合は、地権者にリスクがあることを十分説明して欲しい。 | <p>第8条に規定する事前相談において、借地等土地に係る契約を行う前に、土地所有者が太陽光事業の実施により負う責務について十分説明し、理解していただくことを考えております。</p> | 修正無し |